広報 いちかわ
2013
7

放水、はじめ！

市川町消防操法大会（関連記事5ページ）

主な内容

P 2　Face of いちかわ
P 3　町長・副町長と一緒に給食を！
P 4－6　ズームインいちかわ
P 7－9　まちづくりについてのご意見ありがとうございました
P 10－11　後期高齢者医療制度の保険料について
P 12　平成２５年度国民健康保険税について
P 13　平成２５年度介護保険料額が決まりました
P 14－15　知っておきたい子どもの手当と助成
P 16　国民年金保険料には免除制度があります

広報いちかわ　2013 年（平成 25 年）7 月 1 日発行　第 531 号

岩戸の魅力を語り継ぐ

岩戸里山と文化を守る会（上牛尾）

岩戸神社にて

「美しいふるさとを守りたい」という地元の願いから生まれた「岩戸里山と文化を守る会」。岩戸を愛する地元の方が集まり、クリンソウをはじめとする山野草の育成やしめ縄づくり、笠形会館にある民俗資料館の解説など、地域に根ざした活動を行っています。

「岩戸は自然と歴史のある村。岩戸の魅力を若い人たちに語り継いでいきたい」と代表の柳瀬龍吉さん。

5月には、地元の「矢塚の森」にまつわる逸話を描いた紙芝居を作成。たくさんの人が見られるようにと紙芝居をDVDにし、6月に開催された観光ウォーキングで参加者に披露しました。柳瀬さんは「お呼びがかかればどこでも出向きます。少しずつ広めていきたい」、メンバーの青木安代さんは「矢塚の森だけでなく、地域に伝わるお話を紙芝居にして、子どもたちにも楽しみながら知ってもらいたい」と話します。

また7月には、約20年間途絶えていた虫送りが復活します。「春は花見、夏は虫送り、秋は祭り、冬はとんど…。四季折々の行事があり、今後もみんなが集まれる場を作っていきたい」と柳瀬さん。

さらに、会の中で山が好きなメンバーが集まり「山好会」を結成しています。山好会では、近年シカやイノシシがエサを求めて人里に出てくるため、人も動物もともに安心して暮らせる環境をつくろうと、山に実のなる広葉樹を植樹する計画を立てています。

「里山と文化を守る会は、メンバーだけでなく岩戸に住む人全員が対象だという思いで活動しています」と声をそろえる皆さん。少子高齢化などの不安もありますが、岩戸の魅力を語る皆さんの笑顔からは、「自分たちの村は自分たちでつくろう」という前向きさが感じられました。

観光ウォーキングで紙芝居を披露

※あなたの身近で頑張っている人、輝いている人をご紹介ください。自薦・他薦は問いません。問総務課 企画調整係 ☎26-1010

ほたるふれあいまつり

――イベントで地域を元気に――

6月8日、笠形会館で、下牛尾分団の主催によるほたるふれあいまつりが開かれました。今年初めてとなるこの催しには、子どもから大人まで約300人が来場し、夜空を飛び交うほたるの幻想的な光を楽しみました。会場では、から揚げやフライドポテトなどが振る舞われたほか、駄菓子コーナーや防災の展示コーナーも設けられ、にぎやかな声が響きました。

団長の森﨑啓介さんは、「今年で瀬加中学校が閉校になるが、瀬加という名前をずっと残していきたい。ほたるまつりを通して、皆さんに瀬加の魅力を知っていただければ」と話していました。

町長・副町長と一緒に給食を！

町長・副町長が町内の小中学校を訪問し、子どもたちとの交流を図っています。

６月１０日に鶴居小学校を、１４日には瀬加小学校を訪問し、授業風景を見学したり、給食を一緒に食べたりしました。

食事中は会話が弾み、子どもたちからは「暑い日が続くので、教室にクーラーをつけてほしい」という要望が出ていました。また、子どもたちが町長と副町長にインタビューをするなど、楽しいふれあいの時間となりました。

◀瀬加小学校での授業のようす

◀瀬加小学校６年生全員集合!!

▶鶴居小学校での給食のようす

町長からのメッセージ

町民の皆さま、いかがお過ごしですか。さわやかな季節もあっという間に過ぎ、梅雨空がやってきました。こんな時は気持ちだけでも明るく過ごしたいものですね。

市川町の職員は、住民サービス向上と行政発展のため日夜努力をしています。そういった中で、一部の町民の方から役場の職員はまだまだ仕事量が足りないとか、いつも暇そうにしているといった声を聞くのも事実です。

皆さまからのそのような声を聞くたび、現在の仕事量と人員が適正なのかどうか、どうすればそれがわかるのか、頭を悩ませています。おそらく、他の自治体も永遠不滅のテーマではないかと思います。

職員の残業状況等の把握に努めていますが、未だに適正定員が把握できていません。民間のように数値目標があれば比較的簡単なのですが、数値目標のない役場においては、皆さまからの評価がその代わりになるのではとも思っています。

さて、６月中旬に、鶴居・瀬加小学校、鶴居・瀬加中学校の４校の学校を訪問しました。生徒の皆さんと一緒に給食を食べたり、各クラスの授業を見て回ったりしました。目的は子どもたちと触れあうこと、給食の内容を実際に見て味わうこと、学校でのいろいろな問題点を聞くことなどです。各小学校では、生徒の皆さんがいきいきと学んでいる姿を見て元気をもらえたような気がします。

瀬加小６年生との給食では、質問事項が書いてあるサイコロを転がし出た質問に答えるということをしました。質問は①一番自慢できることは？②一番いい思い出は？③一番幸せな場所は？の３つでした。①の質問には、模型グライダーで世界大会に出たことと答えました。担任の先生は、③の質問に布団の中と答えられていたのが印象的でした。６年生の皆さんからは「学校の良さを宣伝しよう」という子どもたちの思いが詰まった冊子をいただき、すべて読みました。できることは教育行政に反映させます。

また、中学校では少し大人になり、瀬加中２年生の質問タイムには次のような質問が用意されていました。①市川町という自治体の運営を行う上でのご苦労をお聞かせください②中学校もなくなりさみしくなってしまう瀬加地区ですが、今後どのような活性化を考えておられますか？③瀬加中学校の跡地はどのように生かされますか？④合併の原因になった少子化や人口減少についてどのような対策が考えられますか？⑤行政の効率化とか行政改革についても３年生で学習しますが、中学校統合のメリット、デメリットは何ですか？⑥市川町の財政は大丈夫ですか？

皆さま、いかがですか。的を得た質問だと思いませんか。私はできるだけわかりやすく、それぞれ丁寧に答えさせていただきました。

しかし、いずれの学校も少子化の影響を受け、生徒数が激減しているのが悲しいです。行政として、なんとか若い子育て世代に住み続けていただけるようなまちづくりを、今以上に推し進めなければと肌で感じました。

また、昨今の異常気象ともいえる気候の変化で、本年も５月から夏日が続いています。大変暑い教室で一生懸命勉強する子どもたちを見て、教育環境を整えてあげたいとの思いから、各教室にクーラーは無理ですが大型の扇風機を早急に購入するよう担当課長にお願いをしています。

子どもたちは市川町の宝物です。少しでも良い環境の中で勉強できるよう、これからも行政として応援していくつもりです。

▲高校生 VS 中学生のリレー

▲生徒会によるパフォーマンス

市川中学校プール落成式

新しいプールの完成を祝い盛り上がる

６月１０日、市川中学校で、４３年間使われたプールの改築工事完了にともなう落成式が行われました。

新プールでの初泳ぎは、市川高校水泳部から参加した全国レベルの４名と市川中学校代表のメンバーたち。高校生対中学生代表のリレーでは、選手たちの力泳にプールサイドから声援が飛んでいました。

また、生徒会によるお楽しみ会では、生徒会役員がプールの中からプールサイドの生徒たちに水鉄砲で水をかけてまわり、たいへん盛り上がりました。

プール改築にあたり生徒会の皆さんも話し合いに加わり、プールサイドにペンギンのイラストを入れるなど生徒たちの願いを盛り込んだプールになりました。

市川町商工会青年部クリーン作戦

清掃を通して地域の絆を深める

６月２日、商工会青年部の皆さんが、６月１０日の「商工会の日」にあわせ、地域の清掃作業を行いました。この活動は、地域への貢献を通じて、青年部と地域の絆、また青年部員同士の絆を確認し、今後いっそうその絆を深めていくという目的で昨年からはじまりました。

今回は、市川南ランプから小畑川沿いの桜並木にかけて草刈りを実施。１１名の部員が参加し、早朝から汗を流しました。青年部長の利根川英則さんは「市川町の玄関口ともいえる市川南ランプ周辺をきれいにし、町外から来られる方によい印象を持っていただければ」と話していました。

▲草刈り作業を行う青年部の皆さん

鶴居環境保全委員会

町花ひまわりの油しぼり

▲油しぼりをするメンバーの皆さん

鶴居環境保全委員会の皆さんが、ひまわりの油しぼりを行いました。同委員会では、町花であるひまわりをアピールしようと、４年前からひまわり畑を作っています。

昨年植えたひまわりの種から、搾油機を使い約１か月かけて油をしぼります。３段階のろ過作業を経て、きれいな琥珀色の油がとれました。ひまわりの種はつまりやすく、試行錯誤して搾油機を改良したそうです。

鶴居区長の藤本敏一さんは「ひまわり油はコレステロールが少なく、ビタミンＥが豊富。今年はたくさんとれそうなので、販売ルートを確保したい」と話していました。

▲一生懸命 苗を植える子どもたち

甘地小学校・幼稚園

さつまいもの苗を植えたよ

６月１２日、甘地小学校１～３年生の児童と甘地幼稚園の園児が、地域の老人会にお世話になり、さつまいもの苗植えを体験しました。

子どもたちは、おじいちゃん、おばあちゃんに苗の植え方を教えてもらいながら、深く穴を掘って、苗を植え、土をかぶせて…と一本一本心をこめて植えていました。植え終わった後は、「大きなおいもに育つといいな」「早く食べたいな」と言いながら水やりをしました。

育ったさつまいもは秋に収穫し、ふかしいもにして食べる予定で、子どもたちは今から楽しみにしているようでした。

少林寺拳法兵庫県大会兼第67回兵庫県民体育大会

日頃の修練の成果を発揮

６月２日、県立武道館で、少林寺拳法兵庫県大会兼第６７回兵庫県民体育大会が開催され、県下の小学１年生から熟練拳士まで総勢約１,０００名が一堂に会しました。

市川町少林寺拳法協会からは６種目１６人が出場し、日頃の修練の成果を存分に発揮しました。

■大会結果　（敬称略）

【７～１２歳団体の部】

３位　小野圭吾（瀬加小）・手塚千乃（川辺小）
　　中居　光（瀬加小）・矢谷　優（川辺小）
　　松岡　花（田原小）・冨士田皓介（川辺小）組

【男子マスターズの部】

４位　相坂康正・谷田繁和組

【男子中学生有段の部】

７位　矢谷徳行(市川中)・岡本修弥(市川中)組

【一般男子級拳士の部】

７位　岡本健吾・青田真吾組

▲修練の成果を発揮し、健闘しました

市川町消防操法大会

迅速に！正確に！安全に！

▲優勝した鶴居分団

５月２６日、川辺小学校グラウンドで、市川町消防操法大会が開催されました。

小型ポンプの部２１チーム、自動車ポンプの部３チームが参加し、選手たちは日頃の訓練の成果を競いました。

■成　績

【小型ポンプの部】
優　勝　鶴居分団（３連覇）
準優勝　下牛尾分団
３　位　屋形浅野分団

【自動車ポンプの部】
優　勝　上瀬加分団

第２回バーディーカップ

優勝めざし熱戦

５月２５日、市川町スポーツセンターおよび川辺小学校で、第2回バーディーカップが開催されました。9チームが優勝をめざし熱戦を繰り広げました。予選リーグ後は、成績に応じてイーグルクラス、パークラスの決勝に進出。会場には選手たちのかけ声や声援が響き、大会は大いに盛り上がりました。

■大会結果

【イーグルクラス】

優　勝　瀬加Ｂ　　第３位　東川辺

準優勝　瀬加Ａ　　第３位　近坂県

【パークラス】

優　勝　ミラクルハッピー８

▲熱戦を繰り広げる選手たち

おめでとうございます

田畠輝子さんが百歳

▲田畠輝子さん（前列中央）を町長が訪問しました

田畠輝子さん（西田中）が満百歳を迎えられました。お誕生日に町長が賞状、掛軸を持ってご自宅を訪れ、長寿をお祝いしました。

明るくお元気な輝子さんは、呉服を扱う仕事をされ、75歳まで働かれていたそうです。現在は、食事は3食ともしっかりと召し上がり、ご自分で洗濯をされることもあるそうです。

輝子さん、これからもご家族のあたたかい思いを支えに、どうぞお元気で。

戦没者慰霊祭

平和の尊さを後世へ伝える

５月３０日、市川町文化センターで、町遺族会主催による平成２５年度戦没者慰霊祭が執り行われました。式典には、遺族や来賓１１５名が参列し、犠牲となられた戦没者５９９柱の尊い御霊を慰めました。

戦争の悲惨さ、平和の尊さを改めて胸に刻み、戦争から学んだ教訓を風化させることなく後世へ伝えていこうと誓いました。

▲戦没者５９９柱の霊を慰めました

防犯街頭キャンペーン

犯罪のない明るいまちをめざして

▲振り込め詐欺の注意を呼びかけました

５月２７日、マックスバリュ市川店前で、防犯指導委員の皆さんが防犯街頭キャンペーンを実施しました。来店された方に振り込め詐欺等の注意喚起チラシやティッシュを配布し、防犯啓発を行いました。

防犯指導委員会は、犯罪のない明るいまちづくりをめざして防犯活動に取り組んでいます。

なお、防犯街頭キャンペーンは、福崎警察署と福崎防犯協会の支援を受けて行っています。

まちづくりについて多数の貴重なご意見ありがとうございました

行政懇談会を１月17日から４月２５日にかけて町内２８か所で開催しました。町民の皆さまの参画と協働のもと、一人ひとりの知恵やアイディアを結集し、「住んでいて良かった」「だれもが住みたくなる」「だれもが住みつづけたい」まちづくりを推進するにあたり、町民の皆さまと“膝をつきあわせて”、まちづくりについて意見交換を行いました。

町の主な施策について、岡本町長から報告

市川町の将来像を町民の皆さまと共に考えるために、行政の取り組み、施策について報告します。

少子化が進む中、子育て支援として、学童保育の充実や、中学３年生までの医療費の無料化を実施しました。今後は、幼稚園と保育所の機能を統合した「幼保一元化」に向けて調整研究を行い、実情に即した効果的な就学前教育を推進していきます。

平成26年４月１日には市川中学校と瀬加中学校を統合し、より学びやすい教育環境の整備充実を図ります。

また、市川町は、中核都市姫路市のベッドタウン的な位置にあり利便性を備え定住するには最適の町ですので、農業振興地域整備計画を見直し、住宅用地等の取得に柔軟に対応したいと考えています。

昨年11月に開通しました甘地バイパスにより、甘地駅周辺の発展が期待されますので、住環境整備等を計画的に実施します。

地域の活性化については、地域に眠る資源の掘り起こしや、発表の機会を支援し「ふるさと」意識を高めます。

人口減少に伴う空き家、空き地の管理・活用についても検討しています。

行政懇談会で出されました意見（要旨）

■各区共通の意見

- ●人口減少の対策は？
- ●若者世代を町内に定住させる施策の実施について
- ●下水道料金の引き上げについて
- ●公共下水道中部処理区の繋ぎ込みの状況
- ●公共下水道南部処理区の取り組みについて
- ●幼保一元化について
- ●町内中学校の統合について
- ●瀬加中学校の廃校後の利用について
- ●リフレッシュパーク市川の４月営業再開について
- ●職員の窓口対応が不十分
- ●町税等の未納額について
- ●区内道路の舗装・補修要望
- ●小中学校でのいじめの問題
- ●防災訓練について
- ●防犯灯の新設要望
- ●県道甘地福崎線の拡幅
- ●小中学校のトイレに１箇所は洋式トイレを設置してほしい
- ●主要地方道西脇八千代市川線の舗装について
- ●ＡＥＤの設置状況

■西川辺区

- ●お宝マップは終了するが、今後どうするのか？
- ●水道の新しい配水池はいつ完成するのか？
- ●災害時、災害弱者に対する避難情報を素早く提供できるシステムが必要
- ●以前作成した災害マップは見直しを行ったのか？

■西川辺東区

- ●空き家の増加が予想されるが、その利用についてどのようなビジョンを持っているか？
- ●澤田池の災害対策
- ●大雨等による側溝の溢水の問題
- ●市川交番の甘地駅前への移設を要望

■川辺新町区

- ●区の人口を増やしていかないと先細りしていく危機感が有る
- ●澤田池の災害対策
- ●東川辺区の農業集落排水の採算は？
- ●瀬加中学校の廃校後、病院を誘致してほしい

■浅野区
●文化協会の催し物を防災無線でPRしてほしい
●ボランティアで高齢者の外出支援をしたい
●役場の機構改革によるサービスの低下が心配
●町のイベントに出役する職員の代休対応について

■屋形区
●農業振興地域整備計画を外すと固定資産税が上がるのか？
●鶴居駅の南端のホームにスロープをつけてほしい
●今後、合併の計画はないのか？
●屋形の地蔵盆の運営に町から補助があれば、有り難い

■小畑区
●御舟と主要地方道西脇八千代市川線の三叉路に信号機の設置を
●小畑にもコミュニティバスを走らせてほしい
●公民館の使用料は無料だが、電気代や冷暖房代をもらっては？
●車上荒らしが頻発、防犯カメラの設置を

■東川辺区
●東川辺を小畑のスクールバスが通っているが、乗り継ぐと合計400円になる
●子育て支援センター跡地など遊休地の活用について
●多田食料品店の三叉路、水路が氾濫し、店舗へ浸水する
●月見橋の東詰めに点滅信号機を設置してほしい

■西田中区
●川辺財産区と西田中居住者との訴訟について
●市川の増水により落合集落が危険な状況になる。県へ護岸対策の要望を
●市川ゴルフが東に寄り、川幅が狭くなっている
●国道312号沿いの学習塾の南の三叉路で事故が多発しているので対策を

■北田中区
●長砂川を流れてくる汚水の問題
●区内に緊急車両も入れないほど狭い箇所があるので、拡幅を要望
●小畑川の堤防を町道に格上げしてほしい
●多数の人が田を耕作しているが、高齢化に伴い、将来放棄田が心配

■上田中区
●公民館前の道路の安全確保
●上田中三叉路の標識が交差点に近すぎるため通り過ぎてしまう
●岡部川の整備、上田中の区間整備、バイパスについて
●福島県のがれきの引き受けについて

■保喜区
●土砂災害等により西光寺水路が溢水する恐れがある
●なぜ市川町には都市計画がないのか？
●保喜にコミュニティバスが通るようにしてほしい
●播但連絡道路の側道に遊歩道を造ってほしい

■下瀬加区
●㈱西脇八千代市川線に歩道がない
●指導系の職員確保のため郡内3町の教育委員会で合併しては？
●郡内各町に人権啓発推進協議会があるが、郡でまとまってイベントするとよいのでは？
●瀬加の人口を増やしたい

■上瀬加区
●上瀬加埋立最終処分場の道路の拡幅工事が少ししか進まず、なかなか完成しない
●町のホームページの更新が不十分
●町の行財政改革により最終的に職員数は何人にする考えか？

■下牛尾区
●通学路に歩道がなく、危険である
●毎年、瀬加地区で同じような水道工事をしている
●下岡大橋の橋梁の上に水が溜まり、危険である
●秋祭りで市川町の屋台が集まるようなイベントの案はあるのか？

■上牛尾区
●コミュニティバスの運行形態の変更により身近な医院への通院がしにくくなった
●下牛尾区の市場～河内間の岡部川護岸工事を早急に
●笠形山の登山道の安全確保とトイレ設置の要望
●農協が瀬加地区から撤退するが、何とか働きかけできないか？

■甘地区
●振古川の改修工事に伴い、真っ赤な濁った水が流れている
●甘地駅の「パークアンドライド」を整備してほしい
●朝晩、甘地駅前の交通量が多くて、危険である
●甘地バイパスの開通により、拡幅した歩道に駐車する車両が増えた

■近平区
●今、財政調整基金はどうなっているのか？
●道路整備が遅れている地域に企業の誘致は難しい
●十年後、農業の担い手の後継者をどうしたらよいか？
●水路がかなり傷んでおり、修復しないといけない

■小谷区
●太陽光発電で町内中の施工業者を町が1社選定し、安価で設置できないか？
●老人会が振古川の土手を年

2回清掃しているが、傾斜がきつくて危険。シルバーに委託できないか？
●甘地駅前の交差点、どちらが優先道路かわかりづらい
●リフレッシュパーク市川のドームに遊具等を設置してほしい

■千原区
●空き家で植木が伸び放題となっており、火事が心配
●コミュニティバスは人数の少ないバスで小さく回ってもらいたい
●区の北側に市川があり、竹藪や雑木が繁茂している。鹿の棲家となっており、増水時にはごみが引っ掛かるので、対処してほしい
●生野ダムの放流による河川の増水の影響をまともに受けるので、堤防を強化してほしい

■谷区
●振古川の改修について計画図面はできているのか？
●播但線の福崎発・福崎止まりを、寺前発・寺前止まりにしてほしい
●高齢者のインフルエンザ予防接種費用、来年度も1500円か？
●谷のしろやまにトイレを設置してほしい

■奥・奥西谷区
●有害鳥獣の被害への対処
●農地転用について、ほ場整備をどのように考えるか？
●下水道事業について、一般会計から持ち出しするが、合併浄化槽地域への還元はないのか？
●区内道路の舗装はされているが、元々財産区の土地である。公道にできないか？

■坂戸区
●消防団本部から区と分団で訓練するよう指示されているが、なぜ消火栓の水を出せないのか？
●農業集落排水の事業をこれまで坂戸区で健全にやっていたが、他と一緒になれば健全な運営に負荷がかかると危惧する
●区の意見を行政が吸い上げて、区に協力をしてほしい。行政がついていると区も動きやすい
●区にお願いしたいと言われるが、65歳まで働く人も多く、区にいる人が少ない

■県営住宅
●県営住宅に下水道を通す計画はないのか？
●県営住宅の子供達には遊び場所がないので、そういった場所がほしい
●妊婦健康診査の助成について、助成券の事前配布はできないか？
●粗大ごみの収集日を設けてほしい

■澤区
●風疹が問題。子供を産みたい人にも医療の手厚い保護があればと思う
●澤の北部で新しい大きな道路ができたが、供用の手続きは済んでいるのか？
●区内に緊急車両が通行できない狭い道路があるので、拡幅してほしい
●旧鶴居北保育所の辺りに歩道をつけてほしい

■美佐区
●下水道の計画が当初聞いていた話から2年遅れている。なぜか？
●大雨により東最寄で冠水する家がある。水路改修の進捗状況は？
●消防団員の不足
●美佐区で管理している健康広場のグラウンドの土が減っている。

■鶴居区
●甘地のほ場整備に合わせ町が土地を買収し、町営の一戸建て住宅を建設してはどうか？
●農免道路が部分的にしか舗装されておらず、大型車両の通行により路面がかなり傷んでいる。
●現在の財政状況はどうなっているのか？
●4月以降の機構改革の効果は？

■神崎区
●鶴居森林工業団地内の全ての土地は売却されているが、活用されていない区画があり、企業誘致できないか？
●鶴居森林工業団地で会社が替わった場合、新しい会社の事業内容の説明がない
●2世帯住宅を建築した場合、若者世代の固定資産税を減免してはどうか？
●山本金物店前の五叉路のポストコーンが前に出過ぎて、曲がりにくい

■田中・小室区
●入札の予定価格と落札価格の大きな差について
●災害時の避難場所の再考を（小室区から鶴居小学校への避難は困難）
●護生寺前に一部歩道のない部分があり、個人から鑑定価格で売却するので歩道をつけてほしいと要望がある
●小室天満神社の南側に直線道路がついているが、仮設の橋があり止まってしまうので、何とかしてほしい

多数の貴重なご意見ありがとうございました。いただいたご意見は真摯に受け止め、今後の町行政発展のため活用させていただきます。今後ともご協力をお願いいたします。
行政懇談会は毎年開催する予定です。

後期高齢者医療制度の保険料について

７５歳以上の人と一定の障がいがある65歳以上の人を対象とした、後期高齢者医療制度の保険料額が平成２４年中の所得の届け出に基づき決定します。被保険者（加入者）の皆さんには、７月中旬に「決定通知書」をお届けします。

保険料の計算方法

均等割額
加入者全員が等しく負担
県広域連合で決められた年間の均等割額
46, 003円

＋

所得割額
所得に応じて負担
所得割額計算式
（平成２４年中（1~12月）の総所得金額等（※）－基礎控除額330,000円）×所得割率9.14%

＝

保険料
一人あたりの平成25年度年額保険料
（最高限度額 **55万円**）

※総所得金額等とは、収入額から控除額をひいた金額です。ここでいう控除額とは、公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費のことをいい、所得控除額（社会保険料控除額、扶養控除額等）は含みません。

保険料のお支払方法

後期高齢者医療制度では、被保険者お一人おひとりに保険料をお支払いいただきます。

保険料のお支払方法は、左記の２通りです。

①年金からのお支払い【特別徴収】

特に手続きしていただく必要はありません。また、口座振替によるお支払いに変更することができます。詳しくは健康福祉課へご相談ください。

②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

７月から翌年３月まで毎月納付していただきます。年金の受給額が年額18万円未満の方、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の１／２を超える方が対象です。

保険料の軽減

世帯の状況などに応じて、保険料額の軽減措置が行われます。

①均等割額の軽減

同一世帯内（世帯主と世帯内の被保険者）の平成24年中の総所得金額等が一定の金額以下の方

総所得金額等（被保険者＋世帯主）が次の基準以下の世帯		軽減割合（軽減後の均等割額）
基礎控除額（33万円）	被保険者全員の各所得（公的年金等控除額は80万円として計算）が0円	９割（4,600円）
	上記以外	８.５割（6,900円）
基礎控除額（33万円）＋24.5万円×被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）		５割（23,001円）
基礎控除額（33万円）＋35万円×被保険者の数		２割（36,802円）

②所得割額の軽減

所得割額算定にかかる所得（総所得金額等－基礎控除額33万円）が58万円（年金収入のみの場合、収入金額が２１１万円）以下の方は、所得割額が５割軽減されます。

③被用者保険の被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に被用者保険（全国健康保険協会（協会けんぽ）、健康保険組合、共済組合など）の被扶養者だった方は、所得割はかからず、均等割額が軽減措置により９割軽減されます。該当する方は健康福祉課へお申し出ください。

保険料の減免制度

災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより、世帯の所得が軽減判定基準以下となるとき、一定期間給付の制限を受けたときには、申請により保険料の減免を受けることができる場合があります。詳しくは健康福祉課にご相談ください。

新しい被保険者証をお送りします

被保険者証の切り替え

後期高齢者医療被保険者証

現在の被保険者証は、7月31日までの有効期限となっています。8月1日から使用できる被保険者証を7月下旬にお送りしますので、8月1日からは新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。

ただし、保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証（短期被保険者証）をお送りすることがあります。納付が困難な事情がある場合はお早めにご相談ください。

一部負担金の割合は、同一世帯内の被保険者の平成24年中の所得により算出された平成25年度の住民税課税所得と平成24年（1月から7月までは平成23年）中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

【医療費の一部負担金の割合と自己負担限度額等】

区分		一部負担金の割合	自己負担限度額(月額) 個人単位[外来]	自己負担限度額(月額) 世帯単位[入院含む]	入院時の食事代の標準負担額（1食あたり）	該当条件	
現役並み所得者		3割	44,400円	80,100円＋（医療費－267,000円）×1％ [44,400円] ※1	260円	同一世帯に住民税課税所得145万円以上の被保険者がいる世帯の方 ただし、住民税課税所得145万円以上でも収入額（年金・給与等収入合計）が一定の金額に満たない方（※3）は、市区町の担当窓口に申請することにより「一般」の区分となります。 ★対象となる可能性がある方には申請書をお送りしています。	
一般		1割	12,000円	44,400円		「現役並み所得者」「低所得Ⅱ」「低所得Ⅰ」以外の方	
低所得	Ⅱ		8,000円	24,600円	210円[160円]※2	世帯員全員が住民税非課税	「低所得Ⅰ」以外の方
低所得	Ⅰ			15,000円	100円		●各所得が必要経費・控除（公的年金等控除額は80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方 ●老齢福祉年金の受給者

※1　［　］内は過去12か月以内に世帯ですでに3回以上の高額療養費が支給されている場合、4回目からの額
※2　［　］内は過去12か月の入院日数が90日を超える場合、91日目からの額（申請が必要）
※3　●同一世帯に被保険者が1人の場合 ： 被保険者の収入額… 383万円
●同一世帯に被保険者が1人で70歳以上75歳未満の方がいる場合
： 被保険者と70歳以上75歳未満の方全員の収入合計額… 520万円
●同一世帯に被保険者が2人以上いる場合 ： 被保険者全員の収入合計額… 520万円

限度額適用・標準負担額減額認定証

世帯員全員が住民税非課税（表の区分で低所得Ⅰ・Ⅱに該当）の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1か月間に支払う自己負担額が、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代についても減額されます。（柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く）

認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月下旬に新しい減額認定証を被保険者証とあわせてお送りします。世帯員全員が住民税非課税の方で減額認定証の申請をしていない場合は、健康福祉課に申請してください。

問 健康福祉課 国保医療係
☎26－1013
兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局（コールセンター）
☎078－326－2021

平成２５年度 国民健康保険税について

国民健康保険は、加入者の皆さんが安心して医療機関を受診できるよう、国や県等の公的負担、被用者保険が負担する交付金、加入者の皆さんが納める保険税などで支えあう相互扶助の制度です。

「平成２５年度国民健康保険税額決定通知書」は、7月中旬に世帯主宛てにお送りします。

平成２５年度国民健康保険税率は据え置きです

平成25年度の税率		所得割額	資産割額	均等割額	平等割額	賦課限度額
		平成24年中の所得金額-基礎控除33万円×税率	平成25年度固定資産税額×税率	１人につき	1世帯につき	
医療分	医療給付に充当分	5.6%	21.0%	21,000円	22,200円	510,000円
支援金分	後期高齢者医療制度へ支援分	1.8%	6.0%	8,300円	7,400円	140,000円
介護分（40歳以上65歳未満の方）	介護保険サービスに充当分	2.7%	8.6%	8,600円	7,600円	120,000円

本年度の保険税制度改正について

■国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行により世帯の人数が減っても、今までと同様の軽減ができるよう、世帯主が変わらない限り、移行された方を含めた人数と所得を基準として軽減判定を行います。

対象期間が“最大５年間”から、制度改正により“恒久化”されました。

■国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、世帯内の国民健康保険の被保険者が１人になった場合、世帯主が変わらない限り、平等割額が最初の５年間は２分の1減額、その後３年間は４分の１減額となります。

対象期間が“最大５年間”から、制度改正により“最大８年間”に延長となりました。

保険税の納税義務者は世帯主です

国民健康保険に世帯主が加入していなくても、世帯員が加入していれば、納税義務者は世帯主となります。

保険税の納付方法

■**普通徴収の世帯**　年間の保険税を７月から翌年２月までの８回で納付していただきます。納期ごとに納付書で納付していただくほか、口座振替での納付もできます。口座振替のできる金融機関は、兵庫西農協・但陽信用金庫・ゆうちょ銀行です。

■**特別徴収の世帯**　保険税が年金から天引きとなります。特に手続きしていただく必要はありません。

所得申告をお願いします

保険税の適正な算定を行うため、平成２４年中の所得を申告していない方は、住民税務課で申告していただきますようお願いします。

また、所得未申告者のいる世帯については、低所得者世帯に対する軽減措置が適用されませんのでご注意ください。（所得がない方も申告の必要があります）

問住民税務課 課税係（国民健康保険税担当）　☎26－1012

平成25年度

介護保険料額が決まりました

介護保険第1号被保険者（65歳以上）の皆さんへ

65歳以上の方（第1号被保険者）の平成25年度の介護保険料が決定しました。被保険者の皆さんには、7月中旬に「決定通知書」をお届けします。

保険料は所得によって異なります

６５歳以上の方の保険料は、市川町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。市川町の平成２４年度～２６年度の「基準額」は年額60,000円（月額5,000円）です。「基準額」は所得段階の「第4段階」の額にあたり、その「基準額」をもとに、所得によって１～７段階の保険料にわかれます。

【平成２４～２６年度　市川町介護保険料額】

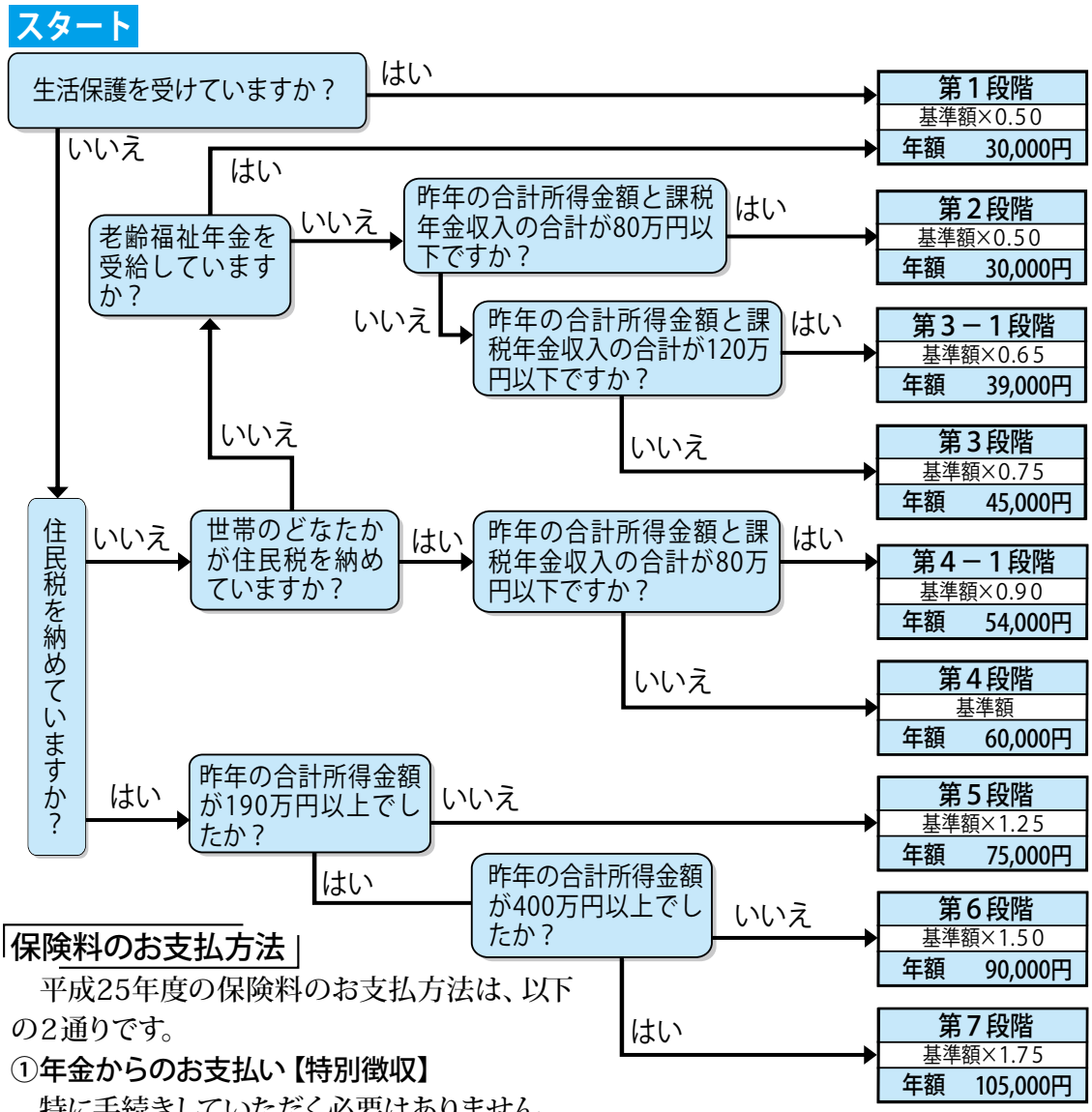

保険料のお支払方法

平成25年度の保険料のお支払方法は、以下の2通りです。

①年金からのお支払い【特別徴収】

特に手続きしていただく必要はありません。

※ただし、保険料額によって、特別徴収から普通徴収（納付書や口座振替でのお支払い）に変わる場合があります。

②口座振替や納付書でのお支払い【普通徴収】

7月から翌年3月まで毎月納付していただきます。

※ただし、普通徴収の方でも10月以降に特別徴収に変更する場合があります。

口座振替をご利用ください

・口座振替にすると、納めに行く時間が省け、納め忘れの心配もありません。

・口座振替のできる金融機関は、兵庫西農協・但陽信用金庫・ゆうちょ銀行です。

保険料は忘れずに納めましょう

- 特別な事情がないのに保険料を納めないでいると、サービス費用の全額が一旦自己負担となったり、利用者負担が1割から3割に引き上げられたりする場合があります。
- 介護保険制度は、皆さんの納付された保険料と公費でまかなわれています。介護が必要となったときに安心して介護サービスが受けられるよう、保険料はきちんと納めましょう。

問 健康福祉課 介護係　☎26－1014

知っておきたい

子どもの手当と助成

問健康福祉課 福祉係
☎26−1013

児童手当

児童手当は、生活の安定と健全な育成のため、中学校修了までのお子さんを養育している方に支給されます。

●対象者

中学校修了まで（15歳になった後の最初の3月31日まで）のお子さんを養育している方に支給されます。

●支給額

お子さんの年齢	支給月額	
3歳未満	15,000円	
3歳以上小学校修了前	第1子	10,000円
	第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	

※出生、転入等の異動月の次月から支給されます。

※3歳到達の次月から、支給額が15000円から10000円に減額となります。

※所得が所得制限限度額を超える場合は一律5000円となります。

●支給時期

原則として、毎年2・6・10月にそれぞれの前月分までが指定の口座に振り込まれます。

●所得制限限度額

扶養親族等の数	所得金額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

●認定請求

出生、転入等により新たに受給資格が生じた場合、児童手当等を受給するには、健康福祉課の窓口（公務員の方は勤務先）に「認定請求書」「額改定請求書」を提出していただく必要があります。父母のうち、主として生計を維持する方が受給者となります。

※申請には、受給者本人の健康保険証、受給者名義の預金通帳、印鑑が必要です。

※平成25年1月1日時点で市川町に住所がなかった方は、平成25年度（平成24年分）の所得証明書が必要です。

※お子さんが市川町外に住民登録をしている方は、お子さんの属する世帯全員の住民票が必要です。

児童扶養手当

児童扶養手当は、父または母と生計をともにできないお子さんを養育している家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立を助けることを目的として支給されます。また、父または母に極めて重度の障がいがある場合にも支給されます。

●支給要件（受給者の所得や扶養人数等により手当額は異なります）

- ●父または母が婚姻を解消した場合
- ●父または母が死亡した場合
- ●父または母が重度の障がい状態にある場合
- ●父または母の生死が明らかでない場合
- ●父または母に1年以上遺棄されている場合
- ●母が婚姻によらないで懐胎した場合
- ●父または母が1年以上拘禁されている場合
- ●父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた場合

※世帯の所得が一定の額を超える場合は、所得制限により支給されません。

※父または母が婚姻の届出なく、事実上婚姻関係と同様の事情がある場合は、支給対象となりません。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、身体または精神に障がいがあるお子さん（20歳未満）を養育している父母、または父母にかわってそのお子さんを養育している方に支給されます。

◎児童扶養手当や特別児童扶養手当の支給要件（所得要件含）に該当するかどうかについては、健康福祉課にご相談ください。

乳幼児等及びこども医療費助成

国民健康保険の被保険者、または各種社会保険の被扶養者である0歳から中学校3年生修了までのお子さんの医療費を助成します。医療機関の窓口で保険証と乳幼児等またはこども医療費受給者証を提示すれば、保険診療費の自己負担額が助成されます。1歳の誕生日の翌月からは所得制限がかかり、助成対象外となる場合があります。

●外来自己負担　自己負担なし

●入院自己負担　自己負担なし

●手続き

●助成を受けるには、乳幼児等またはこども医療費受給者証